

平成 27 年度第 1 回 海老名市景観審議会 議事録

開催日時等	平成 27 年 11 月 6 日 (金) 14:00~15:00 於 市役所 3 階 政策審議室		
議案	<p>議事</p> <p>(1) 海老名市景観計画区域における行為の届け出の景観形成基準への適合について (諮問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 古河電工パワーシステムズ株式会社による建築物の建築 <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 完了検査の実施報告について 平成 26 年度の届け出及び通知について 		
出席委員 ◎会長 ○副会長	<p>◎飯塚 孝 ○清水 好夫 加藤 仁美 遠藤 新</p> <p>青木 賢一 酒井 道子</p> <p style="text-align: right;">委員 7 名中 6 名出席</p>		
公開の可否	公 開	傍聴者数	0 人
事務局	<p>都市・経済担当理事 畑 めぐみ</p> <p>まちづくり部 部長 濱田 望</p> <p>まちづくり部 次長 平本 和彦</p> <p>参事兼都市計画課長 平井 泰存</p> <p>主幹兼都市政策係長 山崎 淳</p> <p>都市政策係主任主事 小柴 賢明</p> <p>主 事 古谷 梢</p>		
その他 関係者	<p>古河電工パワーシステムズ株式会社 顧問・・・A</p> <p>株式会社 日総建 設計 2 部 部長 ・・・・B</p> <p>株式会社 日総建 主任 ・・・・C</p>		
議事経過	<p>(1) 海老名市景観計画区域における行為の届出の景観形成基準への適合について (諮問)</p> <p>① 古河電工パワーシステムズ株式会社による建築物の建築 (海老名市杉久保南 3 丁目 2 2 8 6 - 1 ほか 3 筆)</p> <p>結論：海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認めます。</p> <p>なお、よりよい景観づくりのため、附帯設備等の配置及び色彩について 配慮されたい。</p> <p>また、照明を設置する際は周辺農地へ影響を及ぼさないよう配慮されたい。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 完了検査の実施報告について</p> <p>(2) 平成 26 年度の届け出及び通知について</p> <p>※詳細は別添のとおり。</p>		

海老名市景観計画区域における行為の届け出の景観形成基準への適合について（諮問）

会長

それでは審議に入ります。

「海老名市景観計画区域における行為の届け出の景観形成基準への適合について」ということで、古河電工パワーシステムズ株式会社による建築物の届出について、市長より諮問をいただいております。

諮問事項について事務局より説明願います。

事務局

古河電工パワーシステムズ株式会社の建築物の届出について、概要を説明させていただきます。

今回は建築物として、建築面積 3000m²を超えるため、景観審議会の審議案件に該当します。

- ・ 建築物の概要の説明
- ・ 眺望景観の確認
- ・ 届出地点の状況等を写真等で確認

事務局からの概要説明は以上となります。ここで、議長である、飯塚会長にお尋ねします。

本届出にかかる事業の詳細について、事業者から説明をいたします。事業者を入室させてよろしいでしょうか。

会長

事業者の入室を認めます。

（事業者入室）

会長

それでは、自己紹介後、本事業にかかる、景観の届出内容について説明をお願いします。

（事業者 各自己紹介）

事業者

本日御審議頂く案件は今年1月に実施されました開発案件の継続で、建築物が対象となります。古河電工パワーシステムズにおいては、国内の製造拠点の見直しを行っており横浜事業所、日光事業所等を海老名事業所に集約することに伴い、海老名事業所に新工場を建設し、古い工場等については解体撤去していきます。新工場では従来と変わりませんが、金属加工品、電気メッキ関連、ゴム絶縁物のモールド加工などの製品を製造します。

以下の建築物の概要について説明。

- ・ 建築用途、面積
- ・ 高さ
- ・ 色彩
- ・ 緑化
- ・ 工作物（防音壁）
- ・ 前回審議会の意見に対する対応

（緑地樹種の増加、敷地北東部の万年塀をフェンスに変更）

景観チェックシートに基づき項目ごとに説明

会長 説明が終わりました。事実確認について質問がありましたらよろしく願
いいたします。

委員A 万年塀の一部をメッシュフェンスに変更するとのことであるが、どの部
分の万年塀が残るのか、またフェンスの高さについて教えていただきたい。
防音壁がどこに設置されるのかについても教えていただきたい。

事業者 万年塀は北東、西部分はフェンスに変更するため、北側道路に面する
一部が残ることになる。防音パネルは万年塀を残す部分の一部に設置する。
フェンスの高さは 1.2m と 2.0m のものがある。1.2m のものについては敷
地の高さが道路より 1m 程度ある部分に設置となっている。

委員B ここで働く従業員の数を教えて欲しい。駐車場が 10 台程度しかないよう
に見えるが、問題ないのか。

事業者 新築の建築物の従業員は 40 人程度、全体で 150 人程度になる。
駐車場は敷地外に 100 台程度確保しているため、問題ない。

委員C アクセントカラーで青系を使用しているが、アクセントカラーの基準で
ある 2 割の面積に収まっているのか。シャッターの面積が大きいところは
超えていないか。

事業者 建物上部の帯状の青はアクセントカラーを使用しているが、シャッター
の部分は異なる色を使用しており、ベースカラーとして色彩基準内に収め

ているので問題ない。

委員D 入口にゲートなどは設置しないのか。

事業者 ゲートは既存のものがある。古いものであるので、塗装は塗り直す予定である。

委員E 周辺に農地があるのであれば、工場の照明が農作物に影響しないか懸念している。街灯でも農作物に影響が出る場合がある。

事業者 照明は農地近くには置かない予定なので、問題はないと考えているが、御意見を参考にさせていただき、検討する。

会長 他に質問がないようでしたら、事業者は退室願います。

(事業者退室)

会長 事務局から景観形成基準との適合について報告をお願いします。

(事務局よりポイントの整理と景観形成基準との適合について報告)

会長 ご指摘やご意見があればお願いします。

委員A スクラバーは外から見えないように配慮されているので問題ないとの判断だが、このような大きなものが設置される場合、景観として色の確認などは行うのか。

事務局 景観条例の基準を適用するかどうかは、工作物として届出が必要な規模となるかどうか判断ポイントとなる。建築確認が必要な工作物の場合はチェック対象となる。

事務局 今回は建築物の付属設備という認識で、公共空間から見えないように配慮するように指導している。見えるような場合は植栽などで修景するように指導している。

会長 騒音に関してはどうか？

事務局 騒音については別の規制がある。工場で発生する音に応じて、事業者の方で防音壁を設置していると考えられる。

委員C 防音壁の色については、建築物の色と合わせるのも一つの考え方である

が Y 系の色を少しでも入れることで落ち着いた色になってくる。仕様が固まってきた時点で色の変更については市の方で確認していただきたい。

会長 今受けた要望等については事業者には伝えられますね。

事務局 はい、伝えます。

飯塚会長 それでは、お諮りいたします。古河電工パワーシステムズ株式会社における建築行為については、景観形成基準に適合しているということでご異議ございませんか。

(委員 異議なし)

会長 では、答申書につきましては会長にご一任いただき、副会長と相談の上作成したいと思いますが、何かご意見はありますか。

(委員 異議なし)

会長 ありがとうございます。そのような形で市長に答申させていただきます。

報告事項

会長 続きまして、報告事項について事務局からお願いします。

事務局 それでは完了検査の実施報告について説明させていただきます。

(以下の報告事項について資料、映像投影により報告)

(1) ららぽーと海老名

(2) 県立特別支援学校

事務局 ららぽーと海老名については、屋上のサイレンサーなどの付属設備が外から目立って見えるということで、サイズの縮小や目隠しの対応を行っていただいた。他にも受水槽や室外機などで公共空間から見えやすく目立つものがあつたため、これらも目隠し対応していただいた。大きな建物であるため、事前の確認などが難しいところもあつたが、こういった点も注意していかなければならないという事を実感した。

事務局 続きまして、平成 26 年度の届け出及び通知について報告します。

(以下の報告事項について資料、映像投影により報告)

- ・届出の件数紹介
- ・事例紹介（保育所、共同住宅、えびり一ぶ）

会長

事務局からの説明が終わりました。

何かご意見がありましたらお願いします。

委員D

西口のルートインホテル裏の歩道が半分だけ派手な水色に塗装されている。なぜそのような派手な塗装をされたのか教えて欲しい。

事務局

歩道は安全の観点から緑系、青系で着色する例が多い。自転車と歩行者を分ける意味で塗装した可能性が高い。

事務局

周辺の歩道は自転車の通行を規制しており、当該部は自転車通行可能という意味で色付けされている可能性もある。

委員D

西口については、広場に時計が無い。東口にはあるので、西口にも設置を検討して欲しい。

事務局

西口の広場はフラットにしており、東口のように植栽部分に時計を立てることはできない状況になっている。今後の課題として検討したい。

委員A

先程の「えびり一ぶ」の建物周辺の路面ブロックの色が強く、目立って見える。今後はこういった部分も基準に入れる必要があるか検討していく必要があるのではないか。

事務局

路面ブロックの色については、経年劣化も考慮して当初の色を強めにする意図もあるため、御了承願いたい。

委員C

海老名駅西口の景観の届出基準はどのようになっているのか。今後審議会の対象とならない規模でも景観を乱す建物が建てられることも想定されるのではないか。

事務局

西口地区については、海老名扇町景観まちづくり地区に指定しており、特別にほとんどの建築物が景観の届出対象となるように設定している。また西口地区は土地区画整理組合があり、ガイドラインについても、同様です。現在は市と組合両方で景観のチェックを行う体制となっている。

事務局 組合でもチェックしているので、審議会と同様なチェック機能が働いていると考えている。

委員C 付帯設備などは事業者から提出される立面図に反映されていない例も多いと考えられるが、客観的にチェックできる形で図面を提出してもらうようにした方が良い。仕様が決まっていない例もあると思うが、全く決まっていないという事は無いはずで、例えば現時点での最大の想定を確認するなどして、対応を行って欲しい。

事務局 ご指摘の通り、設備については図面に反映されていない事が多いため、届出時に随時確認するように努めている。今後も漏れの無いようなやり方で進めて行きたい。

会長 他に意見はございますか。

(意見なし)

会長 それでは、本日の議事については以上です。ご協力ありがとうございました。進行につきまして、事務局にお返しいたします。

閉 会

事務局 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

それでは、本日の景観審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。